

**令和4年度
厚生労働省 選考採用試験（課長補佐級（事務系）（総合職相当）
受験案内**

1. 職務内容

厚生労働省所管行政に関する政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する業務を担当する課長補佐級相当職員として採用します。

※ 採用後は、国家公務員採用総合職試験合格者相当として任用されます。

2. 求める人材

- (1) 厚生労働行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 自らが主体となり政策の企画立案、調整、執行において責任ある役割が担える者
- (5) 組織の管理及び業務進行の管理に適性がある者
- (6) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (7) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3. 応募資格

大学等（短期大学等を除く。）の卒業（大学院の課程等の修了を含む。）の後、民間企業、官公庁、国際機関、研究機関等において勤務した経験を、令和4年4月1日現在で通算7年以上有する者。

※ 応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には、厚生労働省が指定する日までに勤務証明書等をご提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 給与・手当

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

手当としては、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、本府省業務調整手当等があります。

（参考）内閣官房内閣人事局が公表しているモデル給与例についてはこちらをご覧ください。

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/pdf/r04_kyuyo.pdf

5. 勤務地

厚生労働省本省（東京都千代田区霞が関）

※採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外の異動もあります。

6. 勤務時間・休暇

勤務時間は、原則として、1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年 20 日（4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日）。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

7. 採用予定数

若干名（5名程度を想定）

8. 採用予定時期

令和 5 年 4 月 1 日（土）

※ 採用予定日については上記日程を目安としますが、受験者の都合による調整が可能です。

9. 選考日程

受付期間	令和 4 年 11 月 11 日（金）～12 月 8 日（木）23 時 59 分（受信有効）
第 1 次選考合格発表	令和 4 年 12 月 26 日（月） ※ 第 1 次選考合格者にのみ、メールで通知します。
第 2 次選考	令和 5 年 1 月 10 日（火）～1 月 20 日（金） ※ 第 1 次選考合格者に、日程調整のメールを差し上げます。
最終合格発表	令和 5 年 1 月 27 日（金）（予定）

10. 選考方法

第1次選考	・書類選考（経歴評定） ・論文試験（職務経験等に関する論文により、厚生労働省所管行政に関する政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第2次選考	・面接試験（人柄、対人能力等についての試験） ※ 面接試験は、原則として厚生労働省本省（東京都千代田区霞が関1-2-2）で実施しますが、場合によってはオンラインで実施します。

11. 応募方法

次のとおり厚生労働省ホームページ（採用マイページ）による受付とします。これ以外の方法（電子メール、郵送、持参等）による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

受付期間	令和4年11月11日（金）～12月8日（木）23時59分（受信有効） ※ 厚生労働省採用マイページのみによる受付 ※ 12月9日（金）午前0時以降に提出があった場合には、当該受付は無効となりますので注意してください。
必要書類	① 身上申立書（様式1） ② 職務経歴書（様式2） ③ 小論文（様式3） ※ 必要書類を提出する際は、ファイル名をそれぞれ「【氏名】身上申立書、小論文」、「【氏名】職務経歴書」としてください。 （例）【厚労太郎】身上申立書、小論文 ※ 必要書類の内容に不備・不足がある場合や、所定の様式を使用していない場合は、申込みを受理しないことがあります。
申込方法	申込は、厚生労働省採用マイページ（下記 URL）において、上記の必要書類①～③を必ず登録してください。 ■ 申込先 URL : https://mypage.1150.i-web.jp.com/mhlw/

※ 書類に記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い適正に管理します。

※ 身体の障害等があるため、何らかの措置を希望する場合は、あらかじめ厚生労働省大臣官房人事課の問い合わせ先までご連絡ください。受付期間等を猶予できる場合があります。

12. 問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 選考採用（課長補佐級（事務系）（総合職相当））担当

TEL： 03-5253-1111（内線：7940、7114）

※電話でのお問い合わせについては、平日9:30～18:00（12:30～13:30を除く。）の間にお問い合わせいたします。

E-MAIL： mhlw-senkou@mhlw.go.jp